

指導行政のポイント

“読書活動推進法”と財政措置

菱村 幸彦

せっかく学校図書館を充実させる法律が制定され、地方交付税で財源措置までしたのに、それが十分生かされていないというニュースが報じられていた(6月10日付「読書新聞」)。

読書活動のための環境整備

学校図書館を充実させる法律というのは、平成13年に超党派の議員立法で成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」である。この法律は、制定時にあまりニュースにならなかったもので、ご存知ない方も多いのではないかと。

で、ここで法律を紹介すると、その概要は次のとおりである。

1. 基本理念 子ども(おおむね18歳以下)の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない(2条)。
2. 国の責務 国は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する(3条)。
3. 地方公共団体の責務 地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有する(4条)。
4. 保護者の役割 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実、読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする(6条)。
5. 読書活動推進計画 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本

的な計画を策定しなければならない(8条)。都道府県は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない(9条)。

6. 子ども読書の日 広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子ども読書の日」(4月23日)を設ける(10条)。

7. 財政上の措置等 国および地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする(11条)。

130億円も財源措置したが

この法律に基づき、学校図書館の図書の実充を図るため、5年間で総額650億円、平成14年度分として130億円の地方交付税措置が講じられた。学校別にみると、小学校41万8千円、中学校67万円の積算となっている。

ところが、3分の2に近い自治体で、この130億円が学校図書館の図書の購入費に使われず、IT関係など他の経費に流用されているという。

地方交付税はヒモツキではないから、それをどう使用するかは、各自治体の判断に委ねられており、これはこれでやむを得ないが、学校図書館の関係者にしてみれば、こうした流用は残念でならないだろう。今後、この問題は地方議会でも取り上げられる可能性があるのではないかと。

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

夏季教育管理職研修会のお知らせ 7月28(日)、29(月)、30(火)

場所 = 東京・お茶の水 / 総評会館・大会議室
定員 = 250人(先着順、定員になり次第締切)
申込方法 = ハガキ、FAX、電話、Eメール等で受付中
詳細は小誌『教職研修』6月号等をご覧ください。

最新刊発売中！ 新指導要領の全面实施と“各学校での評価規準づくり”へのテキスト！教育開発研究所・刊

小学校『評価規準の作成と活用』国研・評価規準全文収録

中学校『評価規準の作成と活用』7月10日刊予定

B5判270頁・定価2400円

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)